

宿泊施設 P C R 定期検査の抗原定性検査への切替えについて

1. 目的

宿泊施設の従業員に対する P C R モニタリング定期検査は、これまで無症状感染者の発見を目的に実施してきたが、現在の全国の感染動向や、県内の感染状況、ワクチン接種の進捗等を踏まえ、有症状者に対象を絞った「新型コロナウイルス」と「インフルエンザウイルス」を同時に判定することが可能な「抗原定性検査キット」による検査へと切り替える。

2. 対象施設

県内全域の宿泊施設のうち、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」を掲示し、「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みであり、適切な検査の実施等を誓約する施設

3. 申込受付開始日

令和 3 月 1 1 月 2 9 日（月）

4. 事業概要

- （1）抗原定性検査キットの配布を希望する施設は、県に誓約を行った上で申込みを行い、10 回分のキットの配布を受ける
- （2）配布を受けた施設はキットを常備し、新型コロナ感染が疑われる症状のある従業員にキットを使用（陽性の場合、直ちに医療機関を受診）
- （3）配布されたキットが残り 5 回分となった時点で、施設は使用実績の報告と併せてキットの追加配布（10 回分）を申込み
- （4）県に誓約してキットの配布を受けた施設は「コロナ対策三ツ星店」に位置付け、県民に積極的な利用を推奨